附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　平成三十一年三月以前の月分の予防接種法による医療手当の額、障害児養育年金及び障害年金の額（障害児養育年金及び障害年金に係る介護加算額を含む。）並びに遺族年金の額並びに同月三十一日以前の死亡に係る同法による死亡一時金及び遺族一時金の額については、なお従前の例による。

（予防接種法施行令及び結核予防法施行令の一部を改正する政令の一部改正）

3　予防接種法施行令及び結核予防法施行令の一部を改正する政令（昭和五十二年政令第十七号）の一部を次のように改正する。

附則第二条中「四千三百六十万円」を「四千四百万円」に改める。

厚生労働大臣　根本　匠

内閣総理大臣　安倍　晋三

新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十一年三月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百十五号

新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法（平成二十一年法律第九十八号）第五条の規定に基づき、この政令を制定する。

新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令（平成二十一年政令第二百七十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「三万六千四百円」を「三万六千八百円」に改め、同項第二号中「三万四千四百円」を「三万四千八百円」に改め、同項第三号中「三万六千四百円」を「三万六千八百円」に改め、同項第四号中「三万四千四百円」を「三万四千八百円」に改める。

第四条第二項第一号中「百二十一万八百円」を「百二十二万二千八百円」に改め、同項第二号中「九十六万九千六百円」を「九十七万九千二百円」に改め、同条第四項中「八十四万二千三百円」を「八十四万三千六百円」に、「五十六万千五百円」を「五十六万二千四百円」に改める。

第五条第二項第一号中「三百八十七万三千六百円」を「三百九十一万四千四百円」に改め、同項第二号中「三百九万九千六百円」を「三百十三万二千円」に改め、同条第四項中「八十四万二千三百円」を「八十四万三千六百円」に、「五十六万千五百円」を「五十六万二千四百円」に改める。

第八条第五項第一号中「三百三十九万円」を「三百四十二万円」に改め、同項第二号中「二百五十四万円」を「二百五十七万円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　平成三十一年三月以前の月分の新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法による医療手当の額、障害児養育年金及び障害年金の額（障害児養育年金及び障害年金に係る介護加算額を含む。）並びに遺族年金の額については、なお従前の例による。

厚生労働大臣　根本　匠

内閣総理大臣　安倍　晋三

児童扶養手当法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十一年三月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百十六号

児童扶養手当法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）第五条の二第三項（特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）第十六条（同法第二十六条及び第二十六条の五において準用する場合を含む。）及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第九十七条第二項において準用する場合を含む。）、第九条第一項及び第三十四条、特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三十九条の三並びに国民年金法等の一部を改正する法律附則第百一条の規定に基づき、この政令を制定する。

（児童扶養手当法施行令の一部改正）

第一条　児童扶養手当法施行令（昭和三十六年政令第四百五号）の一部を次のように改正する。

第二条の二第一項中「平成三十年四月」を「平成三十一年四月」に、「四万二千五百円」を「四万二千九百十円」に改め、同条第二項中「平成三十年四月」を「平成三十一年四月」に、「一万四十円」を「一万百四十円」に改め、同条第三項中「平成三十年四月」を「平成三十一年四月」に、「六千二十円」を「六千八十円」に改める。

第二条の四第三項中「〇・〇二二九九三」を「〇・〇二一九二二一」に改め、同条第四項中「〇・〇〇三五〇三五」を「〇・〇〇三五三八五」に改め、同条第五項中「〇・〇〇二一八九」を「〇・〇〇二一一八九」に改める。

（特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部改正）

第二条　特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和五十年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第五条の二中「平成三十年四月」を「平成三十一年四月」に、「三万四千四百三十円」を「三万四千七百七十円」に、「五万千七百円」を「五万二千二百円」に改める。